広島市新型コロナウイルス感染症影響

商店街振興事業費補助金（２次募集）

応募の手引

|  |
| --- |
| 募集期間（※）　令和４年１０月１７日（月）～１２月２３日（金） |

　　**※募集期間の途中であっても、予算がなくなり次第、募集を終了します。**

　　　**※１次募集で採択された団体は補助対象外となります。**

目的

本制度は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受け、苦境に立たされている商店街が、アフターコロナにおける売上回復や販売促進等のために実施する取組を支援し、商店街の活性化を図ることを目的としています。

≪申請受付・問合せ先≫

〒730-8586広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課

電話：082-504-2236　FAX：082-504-2259　Eメール：syogyo@city.hiroshima.lg.jp

１　補助対象者

・　商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

・　事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会

・　中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として１０人以上で構成され、１年以上事業活動を継続しているものに限ります。）

２　補助対象事業

商店街が取り組む売上回復や事業継続等を目的とした事業

※申請は１団体１事業限りとなります。

※１次募集で採択された団体は対象外となります。

※団体名だけを変更してほぼ同一の事業を複数申請することは不可。

（例）会員の過半数以上が同一であるが、団体名のみが異なる団体が実施する事業など

**≪想定される取組例≫**

・プレミアム付き商品券の発行や割引クーポンの実施

・販売促進イベント・キャンペーンの実施

・地域独自のデリバリーサービスの実施

・会員店舗（全体）に関わる備品購入（ＨＰ作成、Ｗｉ-Ｆｉ設置等）など

・その他、補助対象事業となる場合もありますのでご相談ください。

**注１ 以下のような事業は対象となりません。**

・特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業

・事業の内容が、道路法（昭和２７年法律第１８０号）、建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)その他の関係法令に抵触する事業

・地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業

・支援金等を会員店舗へ直接配布する事業

・特定の店舗のみが対象となる事業（１店舗のみの設備導入等）

・その他市長が適当でないと認める事業

３　補助対象経費

　　補助対象事業の実施に必要な以下のような経費が対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　容（留意点） |
| 委託料 | 専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用 |
| 講師派遣費用 | 外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金や旅費 |
| プレミアム・割引費用 | プレミアム付き商品券のプレミアム分やクーポン券の割引費用※プレミアム率・割引率は５０％を上限とします。 |
| 備品購入費 | イベント物品やベンチ、Wi-fiといった備品の購入 |
| 消耗品費 | 資料、紙類、文房具の購入、印刷・コピー代など |
| 通信運搬費 | 資料送付に必要な切手代や宅配料など |
| 広報費 | チラシ作成、インターネッﾄ広告、新聞広告掲載等 |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、機材レンタル料等（必要最低限の額に抑えること。） |
| その他 | その他事業を行う上で必要不可欠であると認められるものの経費 |

**㊟ 以下のような経費は対象となりません。**

　　対象経費にかかる消費税（注１）、事務所経費や総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、商品の原材料や商品の仕入れに係る経費、飲食費等

　　　（**注１）ただし、以下のような事業者は補助対象経費に消費税を含めることできます。**

１ 消費税法における納税義務者とならない事業者

２ 免税事業者である事業者

３ 簡易課税事業者である事業者

４ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人の事業者

５ 国又は地方公共団体の一般会計である事業者

６ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

４　補助金額

補助金の補助率及び補助限度額は、１事業当たり次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補　 助 　率 | 補助限度額 |
| 補助対象経費の４分の３以内 | １００万円 |

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

５　補助対象期間

補助金交付決定通知の日から令和５年３月３１日まで

**㊟　原則、補助金交付決定通知の日より前に事業に着手したり（契約・発注・工事など）、支払をした場合、補助対象外となります。ただし、正当な理由がある場合は、事前着手が可能となる場合もありますので、事前に商業振興課までご相談ください。**

６　補助金の交付等

　⑴　補助事業の申請

　　　補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類を商業振興課へ提出してください。

⑵　決定方法

　　①　要件審査（書面審査）

　　　　申請のあった補助事業について、広島市新型コロナウイルス感染症影響商店街振興事業費補助金審査会（以下、審査会という。）において、広島市が定める「広島市新型コロナウイルス感染症影響商店街振興事業費補助金交付要綱」等の規定に即したものかどうかを審査します。

　　②　内容審査（書面審査）

　　　　①の要件審査を経て、申請のあった補助事業について、審査会において、以下の審査基準に基づき審査します。

**≪審査基準（５０点満点）≫**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 配点 | 審査に当たってのポイント |
| １ | 目的 | １０点 | ・商店街の現状や課題を適切に把握した事業である。・商店街の規模・状況等に適応した事業である。 |
| ２ | 実現性 | １０点 | ・スケジュールが具体的に示されている。・自主財源が確保されている。 |
| ３ | 公益性 | １０点 | ・商店街全体の売上回復や事業継続につながる事業である。・商店街や地域の利益につながる事業である。 |
| ４ | 実施体制 | １０点 | ・事業の遂行に必要な人員が確保されている。・事業を実施するうえで、役割分担が明確に示されている。 |
| ５ | 事業効果 | １０点 | ・費用に対して、十分な効果が期待できる。・期待される効果及びその根拠が数値等で示されている。 |

③　補助事業の決定

補助金審査会での審査結果を踏まえ、補助事業を決定します。事業が採択された申請者には、補助事業採択通知書を、不採択となった申請者には、補助事業不採択通知書を送付します。なお、採択に当たり、事業の一部変更を条件にする場合があります。この場合、採択額が申請額と同額にならない場合があります。

⑶　補助金の交付

　①　補助金の交付申請

　　　２の③の補助事業採択通知書を受け取った者は、商業振興課の指示に従い、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、補助金交付決定通知書を送付後、おおむね１か月以内に指定の口座へ概算額を振り込みます。

　②　事業計画、予算の変更

　　　補助金交付決定通知書を受け取った後、申請した内容に変更が生じる場合は、すみやかに商業振興課に連絡してください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出していただく場合があります。

　③　事業の実績報告

　　　事業計画書に記載している取組内容の実施及び実施に伴う経費の支出が全て終了した日から１０日以内又は３月３１日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等所定の書類を商業振興課に提出し、実績報告を行ってください。

　　　商業振興課での書類のチェックの結果、事業内容等が適切に実施されたと認められたときは、補助金交付確定通知書により通知します。その際に、補助金に過金が生じる場合は、これを返納していただきます。

７　補助制度の流れ

⑴　補助金の募集　　 令和４年１０月１７日（月）～１２月２３日（金）

　⑵　審査・採択　　　 申請のあった事業ごとに審査・採択します。

８　提出する書類（補助事業申請時）

・　補助事業申請書（様式第１号）

・　事業計画書（様式第２号）

・　収支予算書（様式第３号）

・　申請者の概要書（様式第４号）

・ 誓約書（様式第５号）

・ 会員店舗の一覧表

・ 総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）

・　その他事業内容を説明する資料

　　　**※申請後の提出書類については、採択後にお知らせします。**

９ 留意事項

　**⑴　事業内容の広報及び成果発表への協力について**

　　　広く事業内容を公開することにより、商店街の活性化に役立てるため、補助金の交付を受けて実施する事業を本市のホームページ等で紹介します。また、公開の活動報告会を開催し、その場で事業の成果を発表していただく場合もあります。商店街においても、ホームページや広報紙等を通じて、補助金の交付を受けて実施する事業を積極的にＰＲしていただきますようご協力をお願いします。

　**⑵　補助金対象事業の記載について**

　　　補助金の交付を受ける商店街が、印刷物などを作成する場合には、「広島市新型コロナウイルス感染症影響商店街振興事業費補助金」を活用して作成したことを明記してください。

　**⑶　補助金以外の支援について**

　　　補助事業の実施に当たり、本市の後援や公共空間の使用許可などの手続が必要な場合は、関係部署の紹介等を行うこともできますので、お気軽に商業振興課へご相談ください。

**⑷　帳簿等の整備について**

　　　補助金の交付を受けた者は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください｡また、領収証書及び帳簿については、当該年度終了後５年間保存してください。

　**⑸　中間調査等の実施について**

　　　商業振興課が必要と認める場合には、補助事業の中途や実績報告の提出後に、商業振興課が指定する書類の提出を求めたり、活動現場、商店街の事務所等で調査を実施する場合があります。

　**⑹　虚偽の申請等があった場合について**

　　　虚偽の申請があった場合や申請者の都合により補助事業の実施が困難になった場合などは、申請者に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

**⑺　施設・備品等の維持管理について**

　　　補助事業終了後の施設・備品等改修費や施設運営費（水道光熱費、人件費、賃料等）は補助金の交付を受けた申請者や施設の運営者自身が負担することとなります。補助事業終了後に、本市がこれらの費用を負担することはありませんので、事業内容をよく精査したうえでの申請をお願いします。

　**⑻　情報公開等について**

　　　申請者から提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却しませんので、商業振興課から問合せがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

**⑼　補助金交付終了後の事業効果等の報告について**

　　　補助金交付終了後に、事業効果や実施状況に関する報告を求めることがありますので、ご協力をお願いします。